Roudou

No. 82 (No. 776) 月号

大分県最低賃金

相類用ダイヤル

0120-601-540 | 097-532-3040

和4年度次分



顕彰されたみなさん 中央は大分県商工観光労働部 渡辺 文雄 理事

11月22日(火)、令和4年度大分県永年勤続功 労者顕彰式が大分市のコンパルホールで行われました。

この顕彰は、県内の民間事業所において、30年以 上の永きにわたり職務に精励され、勤務成績が優良で 他の模範となる方を知事が顕彰するもので、今年度は 25名の方が顕彰されました。

顕彰された方を代表して、株式会社田中工藝の椛田 正彦さんが「皆様のご期待にそうよう、一層職務に邁 進してまいります。」とあいさつしました。

顕彰された方々(敬称略)

伊川 勝己 (有限会社 東 栄 工 業 所) 中 市 (鶴友産業株式会社) 大分 石井 松治 市 深雪 (特別養護老人ホーム いずみの園) 中 津 (株式会社 田 中 工 藝) 豊後高田市 椛田 正彦 亀井 (河野電気株式会社)大 祥二 分 市 河野 彰 (株式会社 河 野 住 建) 佐 伯 市 江田 マサエ(社会福祉法人 暘谷福祉会)日 出 町 佐藤 明 (株式会社 丸 福)竹 田 市

佐藤 進 柴田 秀樹 小路 浩一 竹林 春美

(株式会社 三 信 工 業) 大 (株式会社後藤工務店)別 府 市 松 (合資会社 本 屋)九 重 町 白木原 智恵子(株式会社 三信建材社)中 津 市 (杉乃井ホテル&リゾート株式会社)

> 別 府 市

中

中

竹

玖

大 分 市

や) 中

伯

津 市

津 市

 \blacksquare 市

珠 町

津 市

H 市

 \blacksquare

市

市

装)佐

組)

野口 小百合(首 内 藤 花崎 茂隆 (中津倉庫株式会社) 東 政好 (トキワ電気工事株式会社) 堀 (株式会社 高 昭三 Ш 松木 秀幸 (大交タクシー -有限会社) リツ子 (有限会社 日 高 商 会) 中 松本 三重野 順治 三苫 広志 (松崎鉄工株式会社) (河津建設株式会社)日 宮本 ĥ 鈴子 (株式会社 く (田中建設株式会社)日 勝久 村上 吉田 春生 (白石工業株式会社 津久見工場)

津久見市

和間 稔 (株式会社 西 野 物 産) 中 津 市 (50音順)

●P1 令和 4 年度大分県永年勤続功労者顕彰

- ●P2 令和4年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰
- 令和4年度「豊の国雇用促進フェスタ」開催
- ●P3 大分県の最低賃金【特定(産業別)最低賃金】
- 賃上げに伴い設備投資をお考えの事業者のみなさまへ
- ●P4 産後パパ育休(出生時育児休業)の取得

●P5 12月4日~10日は「人権週間」 「職場のハラスメント撲滅月間」

- ●P6 犯罪被害者の二次的被害防止
- 令和4年度「障害者雇用促進セミナー」
- ●P7 労政·相談情報センターの労働相談
- 主要労働経済指標

労委だより 労働委員会あっせん制度

大分県人権啓発イメ



令和4年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰

10月11日(火)、県は大分市で開催された「おおいた働き方改革」トップセミナーで、働きやすい職場環境づくりに加え、労働時間削減、有給休暇の取得促進、男性の育休取得促進、女性の就業促進などの「働き方改革」に積極的に取り組み優れた成果が認められた企業等3つの法人を表彰しました。

表彰されたのは、中津市の伸和建設株式会社、大 分市の九州NSソリューションズ株式会社 大分オフィ ス(本社:福岡)、同市の株式会社平和建設です。

この表彰制度は、働き方改革を推進する企業の業績を称え広く県民に周知することで、「働き方改革」の取組を県内全域に浸透させることを目的として平成30年度に創設されたもので、平成28年度に創設された「おおいたワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰」を継承するものです。

また、今回の「おおいた働き方改革」トップセミナーでは、企業経営者等を対象に働き方改革の理解をさらに深めていただくため、株式会社サカタ製作所の代表取締役 坂田匠氏に、「過重労働から超ホワイト企業へ~『残業ゼロ』『男性育休 100%』



左から 株式会社平和建設様、伸和建設株式会社様、吉田副知事、 九州NSソリューションズ株式会社様

達成からの幸せな増収増益~」をテーマにご講演いただきました。サカタ製作所は多能工化やITによる業務効率化を進め、働き方改革に大きな成果を上げている企業で、働き方改革に関する具体的な取り組みについてご紹介いただきました。

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 ILL097-506-3327 Fax097-506-1756

令和4年度「豊の国雇用促進フェスタ」が開催されました

10月3日(月)、大分市で「令和4年度 豊の国雇用促進フェスタ」が開催されました。

このフェスタは年齢や障がいにかかわりなく働ける 社会の実現を目指して、高年齢者や障がい者の雇用の 安定、促進、啓発を目的として開催されています。

当日は、表彰式とあわせて「障がい者雇用×リモートワーク〜当事者視点での分析〜」をテーマとして、 三菱商事太陽株式会社常務取締役の佐藤隆信氏による記念講演が行われました。

表彰式では、定年延長など高年齢者の雇用改善に顕著な実績をあげられた「高年齢者雇用優良事業所」2社と障がい者の職域拡大・雇用改善などに積極的に取り組まれている「障がい者雇用優良事業所」2社に知事感謝状が、障がいを克服し、職業人として模範的な業績をあげている「優良勤労障がい者」の方3名に知事表彰状が贈呈されました。

豊の国雇用促進フェスタ

年齢や障がいにかかわりなく働ける社会を目指して 主催 大分労働局 大分県 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分支部 (公財)大分県総合雇用推進協会 《表彰された方々》

「高年齢者雇用優良事業所」

池見林産工業の株式会社(大分市)

社会福祉法人 福寿会 (日田市)

「障がい者雇用優良事業所」

富士通エフサス太陽 株式会社 (別府市)

社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 (中津市) 「優良勤労障がい者」

寺元 由理江(株式会社しまむら勤務)

小松 賢弘 (株式会社Aコープ九州勤務)

岩下 高明

(九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社勤務)



感謝状贈呈式の様子

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 雇用推進班 IL1097-506-3342 Fax097-506-1756

大分県最低賃金

【効力発生日】令和4年10月5日

必ずチェック





大分県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、 当該最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低	賃金【効力発生日 】	】令和4年12月25日	
-----------	-------------------	-------------	--

147C (TSICHS) ANIMACE ENGRAPSIE HA INTERIOR	
業	最低賃金額 [時間額]
鉄鋼業	1,010円
非鉄金属製造業	965円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	916円
自動車(新車)小売業	902円
各種商品小売業 ※改正がありませんでしたので、令和4年10月5日から、 大分県最低賃金854円が適用されます。	854円

【ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、**大分県最低賃金が適用**されます

①18歳未満又は65歳以上の者

②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者

③清掃、片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業の

手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を 用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、

電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、 はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く。) に主として従事する者

手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主 IIとして従事する者

最低賃金ポータルサイ https://pc.saiteichingin.info/

お問合せ 大分労働局 労働基準部 賃金室(TEL097-536-3215)又は最寄りの労働基準監督署へ

賃上げに伴い設備投資をお考えの事業者のみなさまへ 業務改善助成金・奨励金

補助率最大19/20! こんな事業者が対象となる可能性があります

①最低賃金を30円以上引上げた(引上げる予定である)

②これから設備投資を考えている

【国業務改善助成金+ 県 奨励金】

現在の事業所内の最低賃金が 854円~884円の間

YFS

<u>これから</u>事業所内の最低賃金を30円以上 引き上げる予定である

これから設備投資か人材育成の取組を検討 している

国の業務改善助成金(通常コース)と大分 県の業務改善奨励金が利用できる可能性が あります!

⇒補助率最大19/20

※上限額は引上額と人数に応じて33.8~675万円

【《県業務改善助成金】

引き上げ前の事業所内の最低賃金が 853円~1000円の間 10月5日以降 885円~1000円の間

YFS 令和4年7月1日~令和5年3月31日

までの間に事業所内の最低賃金を30円 以上引き上げた

885円~1000円の間

YES これから事業所内の最低賃金

現在の事業所内の最低賃金が

を30円以上引き上げる予定で ある YFS

<u>これから</u>設備投資か人材育成の取組を検討している

※省エネ機器や燃費が改善する自動車も設備投資に含まれます



大分県の業務改善助成金が利用できる可能性があります!

⇒補助率最大4/5

※上限額は引上額と人数に応じて30~600万円

詳しくは下記ポータルサイトからご確認いただくか、問い合わせ先までご相談ください。

おおいた中小企業支援ポータル 業務改善助成金・奨励金



【問い合わせ先】

おおいた業務改善支援センター(大分県中小企業団体中央会) 大分市長浜町3丁目15番19号大分商工会議所ビル3階6号室

産後パパ育休(出生時育児休業)が取得可能となりました 令和4年10月1日から

令和4年4月1日から段階的に施行されています改正育児・介護休業法ですが、10月1日から産後パパ育休(出生時育児休業)の取得が可能となりました。あわせて育児休業の分割取得も可能となり、男性の育児休業取得促進や子の出生直後の時期における柔軟な育児休業取得計画を立てられるようになりました。

令和4年10月1日施行

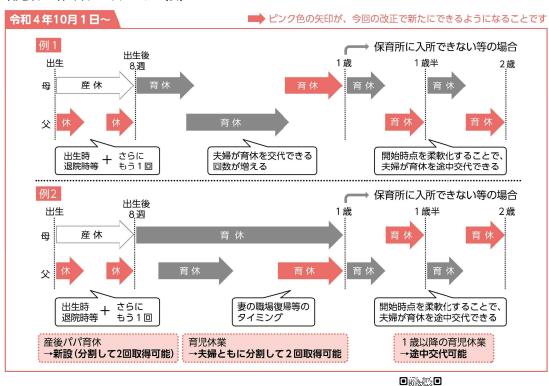
- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1 ~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1 ~)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則 休業の2週間前 まで ^{※1}	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して 2回 取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して 2回 取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲^{*2}で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1 歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1 歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り 再取得可能 **3	再取得不可

※1~3 要件等の詳細については厚生労働省冊で確認ください

改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

お問合せ、大分県労働局

雇用環境・均等室 111097-532-4025

12月4日~10日は「人権週間」です

1948(昭和23)年12月10日、「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、日本では12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めています。

人権問題を誰かの問題ではなく自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さ について考え行動に移していただけるよう、各種人権啓発活動を幅広く展開します。

12月10日~16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

(「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」第4条) 拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、早急に解決すべき 国民的課題であり、また国際社会をあげて取り組むべき問題です。



北朝鮮による日本人 拉致問題対策本部HP



大分県の人権に関する 情報はこちらから



こころちゃんの部屋HF

コラム

「人生の先輩に敬意と優しさを」

「お帰り!」元気に母親が声をかけてくれる。

母の日のお祝いも兼ねて、ゴールデンウィークに実家 に帰ると変わらない母親がいた。

昼食は母親が気に入っている近所の洋食屋のお弁当を食べ、たわいない昔話をしていると夕方になっていた。

しかし、実家を出ようとした時、自動車まで見送りに 来た母親の足元が少しおぼつかない。ペットのチワワが 元気な頃は朝夕と散歩していたが、チワワが老衰で亡く なり、最近は家でテレビばかり見ているからだろう。

母親も年をとったなーとしみじみ感じた時、ふと、先 日歩道で追い越した高齢者と姿が重なる。同じようにお ぼつかない感じで歩いている姿が危なく感じ、追い越しざまに背後から自転車のベルを大きく鳴らしたことを思い出す。今思えば、もう少し優しい対応はなかったのかと考える。

これからは、様々な状況で人生の先輩に敬意と優しさ を持って接していこう。自分たちも年を取り、必ず同じ 状況になるのだから。

母親が同じ状況になりと急に身近に感じ、これまでと は違う感情が芽生えた。

ついでのようで申し訳ないが、頻繁にかかる母親から の電話に、優しく、時には厳しく接している私のパート ナーへの感謝もできるだけ忘れないようにしよう。

お問合せ

大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班 肛097-506-3177

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

そこで、広報・啓発活動の一環として、2022年12月7日(水)に、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

2022年4月から中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務付けられ、全ての企業がセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策とともに、パワーハラスメント対策を講じる必要があります。

シンポジウムでは、専門家によるハラスメント対策のポイントや実際の企業の方による取組事例などの紹介を 予定しています。ハラスメント対策を実践していただく上で、参考になる情報を発信する予定です。

職場におけるハラスメント対策シンポジウム

日時 令和4年12月7日(水)13時30分~15時00分(予定)

会場 オンライン配信

基調講演 成蹊大学 教授 原 昌登氏

『従業員が辞めない!明るくイキイキ働ける職場へ

~中小企業も取り組みやすい、ハラスメント対策のポイント』

内容

パネルディスカッション

『中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務。』

お申込等

詳細・お申込みはこちら

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium





| 100 あかるい報場を提回 | **医師によるを含有を図ューー・2.15年にそいました。 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100

ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索

犯罪被害者の二次的被害防止について 知ってください

●「二次的被害」をご存じですか?

県内でも様々な犯罪が発生しており、誰もが被害者と なる可能性があります。被害者やそのご家族・ご遺族 は、犯罪による直接的な被害を受けた後も、次のよう な二次的被害に苦しめられています。

◇周囲の無理解や心ない言動

- 無責任な噂を流される
- ・配慮のない言動
- ・報道機関による過剰な取材、報道

◇心身の不調

・事件、事故に遭ったことによる精神的ショック (例) 不眠、食欲不振、思考力・集中力の低下

◇経済的な負担

- 休職、退職、転職などによる収入減
- 医療費、予期しない引っ越し等の出費

◇犯罪捜査や裁判に伴う負担

警察の事情聴取、裁判所への参加で長時間を要し、 精神的苦痛を伴う

● 職場で「二次的被害」を発生させないために

犯罪被害者に対する職場の無理解により、「二次的被 害」が発生することがあります。職場で「二次的被害」 を発生させないためには、次のようなことに配慮が必要 です。

- ○被害者等の状況を理解する
- ○無責任な噂を流さない
- ○興味本位の話しかけはしない
- ○誹謗中傷をしない

(特にインターネットによる発言に気をつける)

- ○出勤できないことを非難しない
- ○間違った言葉かけをしない

● 事業者のみなさまへ

職場内での犯罪被害者の状況は、

○仕事が手につかない、職場の対人関係に支障がでる ○欠勤が続く、会社を休みたいが経済的理由で休めない

※犯罪被害者がひとりで悩むことのないよう、職場で できる支援を考え、寄り添っていきましょう

- ○仕事上での配慮を十分にしましょう
- ○偏見を持つことはやめましょう
- ○休暇制度について理解を深めましょう

※被害を軽減・回避するための休暇制度について

参考ホームページ(厚生労働省)

働き方・休み方改善ポータルサイト 「特別な休暇制度」ホームページ https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/

● 犯罪被害者支援の相談窓口

◇民間の被害者支援団体

公益社団法人大分被害者支援センタ-

電話相談・面接相談・直接支援(付き添い) 肛097-532-7711(月~金9:00~20:00)

◇警察の相談窓口

大分県警察本部 犯罪被害者支援室

Ⅲ097-536-2131(月~金9:00~17:45)

◇県の相談窓口

大分県県民生活・男女共同参画課

肛097-534-2062(月~金8:30~17:15)

◇各市町村にも犯罪被害者相談窓口があります

お問合せ 大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 12097-534-2062

令和4年度「障がい者雇用促進セミナー」を開催します

企業の皆さまに障がい者雇用に対する理解を深めていただき、障がい者の雇用の拡大と働きやすい職場環境 づくりに役立てていただくセミナーです。

- 日 時 令和5年2月6日(月)14:00~15:40
- 会 場 2 大分県労働福祉会館ソレイユ 3階「牡丹」〔大分市中央町4丁目2番5号〕 ※Z00Mによるオンライン参加も可能
- 3 内 容
 - ①講演 「誰もが働きやすい職場環境を目指して」

大分県中小企業家同友会 障がい者問題委員会 委員長 小串 康博 H.

②県内企業取組事例発表

株式会社HK企画 代表取締役 原口 圭二 氏

③障がい者雇用に関する制度説明

大分労働局職業安定部職業対策課

地方障害者雇用担当官 大神 雄一 氏

申込会場参加(定員有り)またはオンライン参加の併用方式です。 QRコードからお申込みください。

※詳細は、大分県HPからご確認ください

障がい者雇用促進セミナー



申込用

お 問 合 せ) 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 雇用推進班 ILL097-506-3342 Fax097-506-1756

<u>大分県労政・相談情報センターからのお知らせ</u>

大分県労政・相談情報センターの労働相談 (12月~1月)

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。 労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談

労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。

相談日 月~金曜日 8:30~17:15

祝日と12/29から1/3はお休みです。

相談は来所又は電話によります。

出張労働相談

月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。

12月15日(木) 豊後大野市中央公民館 視聴覚室(豊後大野市)

受付 13:30~15:30 (相談は16:00まで) J:COMホルトホール大分 2階201会議室(大分市)

1月19日(木) J:COMホルトホール大分 2階201会議室(大分市) 受付 13:00~16:00 (相談は16:30まで)

労働なんでも相談

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。

1月13日(金) 11:00~15:00 竹田市城下町交流プラザ コミュニティルーム 1月18日(水) 11:00~15:00 ゆふいんラックホール 2階会議室

メール相談

来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。

継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。

ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html

ハラスメント撲滅 <u>集 中 労 働</u> 相 談 会

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくるために、様々な取組を行なっています。

その一環として、県では、「ハラスメント撲滅集中労働相談会」を次のとおり実施します。 12月 9日(金) 8:30~20:00 12月10日(土)·11日(日) 9:00~18:00

会場:大分県労政・相談情報センター(雇用労働政策課内) 電話相談も可能です。

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ 大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内) IEL097-532-3040

主 要 労 働 経 済 指 標

			-	L 安	力 禺	川 平主	产					
			賃 金 σ.) 動き					労働時間	間の動き		
項目 年月	現金給与	-総額(円)	定期給	与(円)	特別給	:与(円)	1, -2 -2 -	`働時間 ∶ 間)	所定内9 (時		所定外劣 (時	
±21	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
令和 元年 平均	371,408	308,245	296,064	252,019	75,344	56,226	144.4	149.0	132.0	138.0	12.4	11.0
2年 平均	365,100	313,197	293,056	258,210	72,044	54,987	140.4	146.7	129.6	136.9	10.8	9.8
3年 平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
令和 4年 4月	321,785	274,689	307,905	267,264	13,880	7,425	149.0	152.5	136.1	139.4	12.9	13.1
5月	314,136	273,244	301,194	266,644	12,942	6,600	137.6	142.2	125.9	129.0	11.7	13.2
6月	561,918	448,952	304,007	264,150	257,911	184,802	149.6	150.0	137.5	136.6	12.1	13.4
7月	439,461	359,219	303,699	263,837	135,762	95,382	147.0	149.7	134.9	136.9	12.1	12.8
8月	313,414	272,407	301,851	256,152	11,563	16,255	139.1	142.6	127.8	130.9	11.3	11.7
資料出所	原生光樹水「毎日散光な計細木」(担構20 L D L L L L											
TE-	一般職	業紹介状況(学	学卒除く。パート含む) 消費者物価指数		鉱工業生産指数		1世帯当り(勤労者世帯)					
項目	新規求			求人倍率	(総合)R2		(27年=100	家計消費支出(円)			
年月	(季節詞	. ,	(季節訓	. ,	` ′	※年指数は原指数						
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全	国	大分	市
令和 元年 平均	2.35	2.06	1.55	1.49	100.0	99.7	101.1	96.1		323,853		273,544
2年 平均	1.90	1.79	1.10	1.12	100.0	100.0	90.6			305,811		293,537
3年 平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	95.7			309,469		289,318
令和 4年 4月	2.19	2.21	1.23	1.31	101.5	100.4	95.1	96.0		344,126		336,837
5月	2.27	2.11	1.24	1.36	101.8	100.9	88.0	97.2		314,979		379,990
6月	2.24	2.08	1.27	1.37	101.8	100.9	96.1	97.7		300,489		290,063
7月	2.40	2.32	1.29	1.38	102.3	101.4	96.9	94.5		317,575		358,279
8月	2.32	2.27	1.32	1.37	102.7	101.8	100.2	99.1		322,438		293,396
資料出所	厚 生 労働省	大 分 労働局	厚 生 労働省	大 分 労働局	総務省 「消費者物		-	県統計調査 課「鉱工業生 産指数月報」		総務省		

⁽注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値 サン関係工業性発性を発わるではアロビアといま

◇◆労委だより◆◇

(令和4年9月~10月の概況)

大分県労働委員会

〇審査事件関係

種	別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働	動行為事件	0	0	0	0
労働組合	合資格審査	0	1	1	0
再 審	査 事 件	0	0	0	0

〇調整事件関係

種 別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0

〇個別労働関係紛争関係

種	別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっ	せん	0	1	1	0

〈会議の開催〉

9月13日 定例総会(第1726回総会) 9月27日 定例総会(第1727回総会) 10月11日 定例総会(第1728回総会)

10月11日 第693回公益委員会議

10月25日 定例総会(第1729回総会)

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル **2097-536-3650**

※相談時間は9時から17時まで

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実 施しています。

解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブル でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館3階)

〈『悩 ま ず ど ん と こ い 労 働 相 談 』 実 施 状 況 🗦

〇実施期間 1 0 月 1 日(土)~7日(金) [平日は午後 8 時まで 土日は午後 5 時まで]

<u>〇 相 談 者 数</u>		
労 働 者	使 用 者	合計 (人)
2 7	1	2 8
○相談内窓		



<u> 〇 怕 談 凶 谷 </u>				
経営・人事	賃 金 等	労 働 条 件 等	そ の 他	合計 (件)
1 2	1 0	1 0	1 3	
解 雇 5	賃金未払い 6	労働契約等 3	パワハラ 7	
退 職 3	賃 金 増 額 1	労働保険 3	そ の 他 6	4 5
人事休職 2	賃 金 減 額 1	社会保険 2		4 5
懲戒処分 1	解雇手当 1	そ の 他 2		
その他 1	その他賃金 1			

大分県労働委員会の『あっせん制度』(

無料·秘密厳守

あっせん員※が労使<u>双方の主張</u>を聴き、お互いの<u>歩み寄りによる</u> 紛争解決をお手伝いする制度です。

※あっせん員…労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員のそれ ぞれからあっせん員が指名され、当事者間の話し合いのお 手伝いをすることにより、公正中立な紛争解決に努めます。

ん 申

せ 6

労使関係の安立紛争の円満解決

メガス <mark>解雇</mark>されたが納得がいかない。撤回してほしい」 <u>雇止め</u>をされたが、更新してほしい」

〈使用者〉 配置転換を命じたが、理由なく拒否されたので 解決したい」 ・・など





お問合せ・ご相談

大分県労働委員会事務局 な097-536-3650 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館3階)

図○三(五九五五)八二一 の三(六九〇七)一二三四 の三(六九〇七)一二三四





●従業員ごとの納付状況や お知らせします。 いただけます。 ●退職金は、 従業員へ支払われます。退職金は、中退共から直接 ートさんもご加入

詳しくはホームページをご覧ください。中退共検索

管理が簡単 外部積立型だれ

●掛金は全額非課税で、 あります。 ●新規加入や掛金の 自治体等独自の掛金補助制度。 一部を国が助成玉月額を増額する

職の 金 度 !

知 C ₫



大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的 な大分」を発信しているサイトです!

▶▶https://oita-katete.pref.oita.jp/

「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行)大分県商工観光労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756 E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html

おおいたの労働

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/